

(様式5)

「釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会」との
協議等議事録（要旨）

福祉局

- 1 日 時 令和8年8月31日（月） 10時～12時
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会
- 4 協議等の趣旨 あいりん貯蓄組合残預金にかかる要望書
- 5 出 席 者 (団体側)
代表者 他13人
(本市)
福祉局 4人
- 6 議 事
 - (1) あいりん貯蓄組合残余金の使途の見直し（項目番号1）
 - 【団体要望概要】
 - ・残余金（3億2400万円）は労働者が貯めた重いお金であり、行政の都合で安易に使うべきではない。
 - ・前市長が「地域で労働者のために使う」と公言し、歴代担当も「地域と話し合って決める」と明言してきたにも関わらず、実際は地域への協議や相談も無く使途決定された点も含めて問題である。
 - ・社会医療センターの支援に残余金を充当した判断は、病院経営の赤字に流用したように見え、残余金の使途として適切ではない。
 - ・社会福祉振興基金に入っているから使えるという認識は、残余金の性格（色のついた／目的のある金）を軽視している。
 - ・今後、市での一方的な決定が起きないように、意思決定方法の是正を求める。
 - 【福祉局説明概要】
 - ・残余金は社会福祉振興基金に積み立てているが、福祉局としては残余金として認識しており、基金内で他財源と混同はしていない。

- ・社医セン支援は地域の医療を守ることが目的であり、残余金充当は日雇い労働者のために使うという従前からの方針に沿うと判断している。
- ・一般財源を使用する可能性も含めた上で検討し、最終的に残余金充当が適当であると判断した。
- ・使途については、既存の会合や市民の声等により地域から寄せられる意見を踏まえ、福祉局で慎重に検討していく。

(2) 大阪社会医療センターの経営再建には大阪市が責任を持って予算措置をすること。(項目番号2)

【団体要望概要】

- ・社会医療センターは大阪市の外郭団体であり、経営・運営は大阪市に責任がある。
- ・まちづくり会議等により地域との協議を経て、建替・病床規模等が決定されたにも関わらず、市の判断により突然のダウンサイジング決定及び報告の欠如はボトムアップの在り方に反している。
- ・残余金を使わず、一般財源等で大阪市が責任を持って支えるべきである。
- ・市長が行った「健康増進を目的とした」等の説明は実態（縮小＝サービス後退）と矛盾する。

【福祉局説明概要】

- ・社会医療センターは外郭団体であり、市の直営ではなく、最終的な経営判断は法人が行う。
- ・大阪市は外郭団体として監理・関与し、医療の提供に影響する大きな事項は報告を受け、必要に応じ協議する立場。
- ・コロナ以後の病床稼働の低迷等で経営が厳しく、法人から（ダウンサイジングにかかる）緊急要望があり、市として社会医療センターが潰れると地域の労働者を含む地域の医療提供が出来なくなると判断したため支援を決定した。
- ・支援は法人の運営補助ではなく、福祉行政の事業補助として整理している。

(3) あいりん貯蓄組合の残余金使途決定に関する地域協議の場の設置をおこなうこと(項目番号3)

【団体要望概要】

- ・残余金の使途を「誰が・どこで・どう決めるか」を繰り返し確認してきたのに、福祉局内部で勝手に決められたことが問題。

- ・形式的な意見聴取ではなく、労働者や地域の団体が実質的に意見を述べ、使用用途についての意思決定に関与できる協議の枠組みを構築することを求める。

- ・既存会合への出席率減少は意見を聞く気がない表れである。

【福祉局説明概要】

- ・既存の会合（まちづくり拡大会議、シェルター運営委員会等）や団体協議、市民の声などで意見は聞く。

（４）意思決定過程に関する再発防止策を提示すること（項目番号４）

【団体要望概要】

- ・12月9日に「2日後に議会承認見込み」と直前になって報告し、地域に隠して進めたことが不誠実である。

- ・12月9日の場で「持ち帰って連絡する」と言いながら連絡しなかった（約束違反）ことが団体との信頼関係を揺るがす大きな問題である。

- ・再発防止策として、今後は事前に説明・協議する等、地域の信頼を回復する具体策の提示を要求する。

【福祉局説明概要】

- ・予算手続の性質上、議会提出前の事前公表は難しく、説明が12月の越年説明時期になった。

（５）社会医療センターのあり方を報告、話し合う場を設定すること（項目番号５）

【団体要望概要】

- ・ダウンサイジングの経緯・理由が地域に十分説明されておらず、報告と協議の場が必要。

- ・療養病床30床確保は地域の議論の積み上げで決めたもので、協議を経ない縮小は地域のニーズを尊重していない。

- ・社医センが地域医療を担う病院であると認識しているのであれば、地域の意見・実情を継続的に吸い上げる仕組みが必要である。

【福祉局説明概要】

- ・まちづくり会議（環境・健康部会等）で地域医療を含めた議論ができな
いか検討されていると聞いており、福祉局として参加できる部分は積極的に関与する。

- ・一方で、法人の内部情報（詳細な経営状況等）は大阪市として説明する立場にはない。

(6) 福祉局自立支援課は西成特区構想の中で地域の福祉行政に対して責任ある対応をすること（項目番号6）

【団体要望概要】

- ・特区構想は大阪市の施策であり「西成区の会議」と主体をぼかす言い方は不適切である。
- ・外郭団体を含む地域福祉・医療施策において、自立支援課による積極的な関与がみられない。
- ・まちづくり拡大会議等への不参加は、無責任である。

【福祉局説明概要】

- ・特区構想は大阪市施策であり、事務局を西成区が担っている。
- ・文書回答により市としての公式見解を示しており、それにかかる地域の意見を取りまとめている段階の会議に、市（福祉局）として入るべきではないと判断している。

(7) 大阪시는 2014 年からはじまった西成特区構想で行政と地域が「ボトムアップ」で地域課題の解決のために意思決定をするとしたことに立ち戻り、地域の意見や要望を丁寧にきくこと（項目番号7）

【団体要望概要】

- ・ボトムアップで意思決定するとして積み上げた歴史（反失連との協議史、特区構想の枠組み）を、今回の一方的な決定が踏みにじっている。
- ・「意見を聞く」と言いながら、実際には残余金の使途について意見聴取も協議もせず決めた点が問題。
- ・形式的な「聞くだけ」ではなく、地域が参加できる場で丁寧に意見を聞き、考慮する運用を求める。

【福祉局説明概要】

- ・伺った意見は受けとめ、ご意見を受理しないということはない。
- ・既存の会合や団体協議の場で意見を聞き、今後も継続して福祉局として検討していく。